

19.4.10

平成31年4月10日(水) 衆・文部科学委員会

牧 義夫 氏 (国民)

問4 今回の修学支援法案について、立法の目的如何。
(議員は、度々質問されているものの、確認の意味も込めて改めて本質問を行いたいとのこと。)

(答)

1. 本法案の目的は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することです。

(参考) 大学等における修学の支援に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

【担当課長】 高等教育段階の教育費負担軽減新制度PT 主任大学改革官 鍋島 豊 (内線) [] (直通) []

(携帯) []

更問あり

更問 1 低所得者世帯への支援が少子化対策に資するという根拠如何。

19.4.10

牧問4

(答)

1. 例えば、国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（2015年度）によれば、「予定子ども数が理想子供数を下回る夫婦」に対し、その理由を尋ねたところ、30歳未満では76.5%、30～34歳では81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げています。
2. また、内閣府の「結婚・家族形成に関する意識調査（平成26年度）」では、「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子どもが欲しいと思うと思いますか」との質問に対し（複数回答）、「将来の教育費に対する補助」が68.6%となっています。
3. このようなデータから、子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つと考えられ、低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、経済的理由から進学を断念することなく、希望に応じて質の高い大学等へ進学できるという見通しが立つことに繋がることから、少子化の進展への対処に資するものと考えています。

【担当課長】 高等教育段階の教育費負担軽減新制度PT 主任大学改革官 鍋島 豊（内線）

（直通）

（携帯）

更問あり

更問2 教育に係る費用がネックになっているのは低所得者世帯に限られないのではないか。 19.4.10 牧岡 4

(答)

1. 全世帯と非課税世帯との高等教育進学率の差に鑑みれば、高等教育に係る経済的負担は、低所得者世帯にとって特にネックとなっているものと考えられ、低所得者世帯に限って支援の対象としたところです。

【担当課長】 高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊 (内線) (直通) (携帯)

更問あり

更問3 今回の支援措置は教育政策ではないのか。

19.4.10 牧野

(答)

1. 高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもあります。高等教育へのアクセスの機会均等とともに、大学改革、教育研究の質の向上を一体的に推進する必要があります。
2. このため、高等教育の質の向上に資する学校教育法等の改正案を提案し、併せてご審議いただくとともに、今回の支援措置の対象となる大学等についても、社会で自立し、活躍することのできる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施するものとして一定の要件を設けることとしており、こうした点においては、教育政策としての側面も有しているものと考えています。

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

19.4.10

牧 義夫氏（国民）

問5 修学支援法案の目的は少子化対策とのことだが、ここでいう「少子化対策」とはそもそも何なのか、大臣の認識如何。

（答）

1. 高等教育機関への進学率について、全世帯では約8割であるのに対して、住民税非課税世帯では4割程度と推計しており、全世帯の半分程度に留まっています。
2. このような進学率の差異を踏まえると、低所得者世帯では、家庭の経済的理由により進学を断念するケースがあると考えられるところです。
3. こういった低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、経済的理由から進学を断念することなく、希望に応じて質の高い大学等へ進学できるという見通しが立つようにする観点からのものであり、「子どもに満足な教育を受けさせられないのではないか」との懸念を払拭することに繋がることから、少子化の進展への対処に資するものと考えています。

(目的)

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(参考2) 進学率について

- 全世帯の進学率：81.5%

$$\frac{\text{H30年度の大学・短大・専門学校の入学者、高専4年次在学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数}} \quad \begin{array}{l} \text{※学校基本調査} \\ \text{※学校基本調査} \end{array}$$

- 住民税非課税世帯の進学者数（1学年）：6.1万人

$$\frac{\text{住民税非課税相当のJASSO奨学金利用者（実績）}}{\text{住民税非課税相当学生のうちJASSO奨学金利用者割合}} \quad \text{※学生生活調査}$$

- 住民税非課税世帯の進学率：40.4%

$$\frac{\text{6.1万人（住民税非課税世帯の進学者数）}}{\text{高校生等奨学給付金受給者等（実績）}}$$

19.4.10

平成31年4月10日(水) 衆・文部科学委員会

牧 義夫氏(国民)

問7 修学支援法案の立法の目的が少子化対策であるなら、この施策によって出生率はどれくらい上昇すると見込んでいるのか。

(答)

1. 出生率には様々な要因が影響するため、個別の施策による出生率の変化を一概にお答えすることは困難であると考えております。
2. いずれにせよ、低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、経済的理由から進学を断念することなく、希望に応じて質の高い大学等へ進学できるという見通しが立つことに繋がることから、少子化の進展への対処に資するものと考えています。

【担当課長】 高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊 (内線) (直通) (携帯)

更問あり

更問 今回の支援措置は教育政策ではないのか。

19.4.10 牧問5

(答)

1. 高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもあります。高等教育へのアクセスの機会均等とともに、大学改革、教育研究の質の向上を一体的に推進する必要があります。
2. このため、高等教育の質の向上に資する学校教育法等の改正案を提案し、併せてご審議いただくとともに、
今回の支援措置の対象となる大学等についても、社会で自立し、活躍することのできる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施するものとして一定の要件を設けることとしており、
こうした点においては、教育政策としての側面も有しているものと考えています。

更問1 低所得者世帯への支援が少子化対策に資するという根拠如何。

19.4.10 牧野ワ

(答)

1. 例えば、国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（2015年度）」によれば、「予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦」に対し、その理由を尋ねたところ、30歳未満では76.5%、30～34歳では81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げています。
2. また、内閣府の「結婚・家族形成に関する意識調査（平成26年度）」では、「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子どもが欲しいと思うと思いますか」との質問に対し（複数回答）、「将来の教育費に対する補助」が68.6%となっています。
3. このようなデータから、子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つと考えられ、
低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、経済的理由から進学を断念することなく、希望に応じて質の高い大学等へ進学できるという見通しが立つことに繋がることから、少子化の進展への対処に資するものと考えています。

【担当課長】 高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊 (内線) [REDACTED]

(直通) [REDACTED]

(携帯) [REDACTED]

更問あり

更問2 教育に係る費用がネックになっているのは低所得者世帯に限られないのではないか。 19.4.10 収 附7

(答)

1. 全世帯と非課税世帯との高等教育進学率の差に鑑みれば、高等教育に係る経済的負担は、低所得者世帯にとって特にネックとなっているものと考えられ、低所得者世帯に限って支援の対象としたところです。

平成31年4月10日(水) 衆・文部科学委員会

牧 義夫 氏 (国民)

問 10 今回の修学支援の対象は低所得世帯ということで
良いか。 19.4.10

(答)

1. 今回の支援措置については、経済状況が困難な家庭の
子供ほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを
踏まえ、御指摘の通り、真に支援が必要と考えられる
低所得世帯に限って実施することとしています。

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

牧 義夫氏（国民）

19.4.10

問8 今年10月を予定している消費税増税が先送りされた場合、今回の修学支援措置はどうか。

（答）

1. 消費税率の引上げについては、政府としては、反動減等に対する十二分な対策を講じた上で、法律で定められたとおり、本年10月に現行の8%から10%に引き上げる予定であり、文部科学省としては、これを前提として、来年4月からの高等教育の無償化の実施に向けて、着実に準備を進めていく方針です。

（更に問われた場合）

1. 政府としては、消費税率の引上げに向け、経済財政運営に万全を期すということに尽きると考えています。

（参考1）H31.3.14 衆・本会議 麻生財務大臣答弁 対城井崇君（国民）

（略）消費税率の引上げについては、反動減等に対する十二分な対策を講じた上で、リーマン・ショック級の出来事がない限り、法律で定められたとおり、本年10月に10%に引き上げる予定です。

高等教育の無償化は、この消費税率引上げを前提として実施することとされており、政府としては、消費税率の引上げに向け、経済財政運営に万全を期すということに尽きます。

（参考2）H30.10.15 消費税率引上げとそれに伴う対応について（臨時閣議における総理発言）

消費税率については、法律で定められたとおり、平成31年10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げる予定です。

（参考3）社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（H24 法律第68号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の二までの規定 平成三十一年十月二日

19.4.10

(法案における施行日の定め方を問われた場合)

1. 大学等における修学の支援に関する法律案は、消費税法の改正日、即ち消費税率の引上げ日として法律で定められている2019年10月1日の翌年である、2020年の4月1日までの間において政令で定める日から施行することとしています。
2. いずれにしても、政府としては、反動減等に対する十二分な対策を講じた上で、法律で定められたとおり、本年10月に現行の8%から10%に引き上げる予定です。

(参考1) 大学等における修学の支援に関する法律案

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。（略）

(参考2) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（H24 法律第 68 号）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の二までの規定 平成三十一年十月二日

更問 1 高等教育の無償化は、なぜ消費税を充てること
ができるのか。

19.4.10 牧 陶 8

(答)

1. 安心して子どもを産み、育てていく上で、子どもが高校を卒業した段階で、仮に低所得であったとしても、経済的な理由から進学を断念することなく、希望に応じて質の高い大学等へ進学できるという見通しが立つことは、非常に重要です。
2. 進学率が全世帯に比べて低く、家庭の経済的理由により進学を断念するケースがあると考えられる低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、少子化の進展への対処に資するものと考えています。
3. このため、今回の支援措置は、消費税収をいわゆる社会保障 4 経費に充てるとする現行の消費税法の下、「制度として確立された少子化に対処するための施策」として、本年 10 月の消費税率の引き上げによる増収分を活用して実施することとしています。

(参考) 消費税法 (S63 法律第 108 号)

(趣旨等)

第一条 (略)

- 2 消費税の収入については、地方交付税法 (昭和二十五年法律第二百十一号) に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

【担当課長】 高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 登 (内線) [] (直通) [] (携帯) []

更問あり

更問2 本法案は消費税の引き上げの最終決定を待って
審議されるべきだと考えるが、大臣の見解如何。

19.4.10 牧野 啓

(答)

1. 消費税率の引上げについては、政府としては、反動減等に対する十二分な対策を講じた上で、法律で定められたとおり、本年10月に現行の8%から10%に引き上げる予定です。
2. 文部科学省としては、これを前提として、来年4月から制度を実施できるよう、今国会においてご審議を賜り、その上で、着実に準備を進めてまいります。

(参考) 早期の国会審議をお願いする理由 (H31.3.8 国民民主党部会にて文部科学省より説明)

高校生の早期の進路選択に資するよう、機関要件を満たす大学等の公表を夏頃までに行う必要があるため。

平成31年4月10日(水) 衆・文部科学委員会
牧 義夫氏(国民)

問6 修学支援法案の説明の中で、進学率の向上の結果、進学率が8割になった場合には7,600億円を要しているが、何を根拠に8割、7,600億円になると試算しているのか。

(答)

1. 高等教育機関への進学率は、全世帯では約8割であるのに対し、住民税非課税世帯では、現状、4割程度にとどまっていると推計され、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあります。
2. 今回の大幅な支援拡充により、支援対象の世帯の進学率が大幅に上昇する可能性は十分にあると考えており、これにより学生数が増加した場合にも、新制度の要件を満たす学生が支援を確実に受けるために必要な財源を確保する観点から、低所得者世帯の進学率が、新入生から順次上昇して全体の進学率(8割)に達する等の仮定を置いたものです。
3. こうした仮定のもとで、支援対象者は75万人程度になると推計され、所要額は最大7,600億円程度と試算しています。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴(内線) (直通) (携帯)

更問可

更問 非課税世帯の進学率（約4割）や対象者数（約75万人）はどのように推計したのか。 19.4.10 牧問6

1. まず、非課税世帯の学生数の推計について、

日本学生支援機構の奨学金利用者のうち、非課税世帯の学生は、1学年で約4万人となっています。

同機構が実施している「学生生活調査」より、低所得世帯で同奨学金を利用していない学生が約3割いることを勘案すると、現状の非課税世帯の進学者数は約6万人と推計されます。

2. 一方で、非課税世帯の18歳人口は、高校生等奨学給付金受給者数をもとに概ね15万人程度と推計されることから、非課税世帯の進学率は、約4割と推計されます。

3. 今回の支援拡充により、非課税世帯の進学率が、全体の進学率（8割）に達すると仮定した場合、非課税世帯の進学者数は約12万人と推計されます。

4. これを学年進行させた場合の、全学年の学生数は約39万人と推計されます。

5. 同様に、非課税世帯に準ずる世帯の学生数を推計すると、全学年で約36万人となることから、支援対象者数は合計で最大約75万人と推計されます。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） （直通） （携帯）

更問 1 支援対象外の間所得層世帯の高等教育費負担
に対する文部科学省の認識如何。 19.4.10 牧 陽川

(答)

1. 今回の支援措置については、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って実施するものです。
2. 一方、支援措置の対象範囲にかかわらず、これまでも、希望者全員に対する貸与の実現など無利子奨学金の充実を進めてきたところでは、また、経済的理由から奨学金の返還が困難となった方には、返還の期限を猶予したり、将来の収入に応じて返還できる制度を導入したりするなど、きめ細やかな救済措置を講じ、高等教育への進学への支援の充実を図ってきたところでは、
3. 中間所得層について、こうした貸与型奨学金の拡充に加えて、低所得者同様に、給付型によるさらなる支援を行うことについては、
 - ・ 貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること
 - ・ 高校卒業後の進路が多様であり、進学せずに働く者との公平性に留意する必要があることを十分に踏まえ、議論する必要があります。
4. こうした点を踏まえ、今回の支援措置、大学教育の質の向上と併せて、中間所得層の大学への進学機会についても、貸与状況等を丁寧に分析するなど、引き続き注視してまいります。

【担当課長】 高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 壁 (内線) (直通) (携帯)

更問あり

更問2 政府は、大学等における修学の支援の対象とする学生等の範囲の段階的な拡大等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行う旨の規定を追加すべきではないか。 19.4.10

牧野川

(答)

1. 今回の支援措置は、「真に必要な者」に対して行うものであり、法案の支援対象の範囲は、支援の必要性等を精査の上で決定しており、現状の見直し規定に加えて、支援対象の見直しを法制定時に明示することには賛成できません。
2. 今回の支援措置の対象をさらに拡大することについては、必要な財源の確保に加え、
 - ・低所得世帯以外は、貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること
 - ・高校卒業後の進路が多様であり、進学せずに働く者との公平性に留意する必要があることを十分に踏まえる必要があり、財政や進学率等、その時々
の状況を総合的に判断しながら、適切に対応していくこと
が必要となると考えています。

(参考) 国民民主党提出 大学等における修学の支援に関する法律案に対する修正案要綱 (抜粋)

二 検討条項の追加

政府は、大学等における修学の支援の対象とする学生等の範囲の段階的な拡大等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行う旨の規定を追加すること。

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

杉本 和巳氏（維新）

問1 最終的なゴールとして、高等教育の完全無償化を目指すのか、大臣の見解如何。

（答）

1. 高等教育の無償化については、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って実施いたします。
2. 文部科学省においては、これまでも、希望者全員に対する貸与の実現など無利子奨学金の充実を進めてきたところです。また、経済的理由から奨学金の返還が困難となった方には、返還の期限を猶予したり、将来の収入に応じて返還できる制度を導入したりするなど、きめ細やかな救済措置を講じ、高等教育への進学への支援の充実を図ってきました。
3. 文部科学省としては、これらの施策をはじめとする教育費の負担軽減策を着実に実施することにより、家庭の経済事情に関わらず安心して学べる環境の整備に努めてまいりたいと考えます。

（更に負担軽減を進めるべきではないかと問われた場合）

1. 給付型の対象を拡大することについては、
 - ・ 低所得世帯以外は貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること
 - ・ 高校卒業後の進路が多様であり、進学せずに働く者との公平性に留意する必要があることを十分に踏まえ、慎重に議論する必要があります。

19.4.10

対大臣

平成31年4月10日(水)衆・文部科学委員会

笠 浩史氏(未来)

問1 今回の高等教育支援措置は、あくまで第一歩としての位置付けであり、今後、更なる負担軽減に取り組んでいくのか、大臣の所見如何。

(答)

1. 高等教育の無償化については、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って実施いたします。
2. 文部科学省においては、これまでも、希望者全員に対する貸与の実現など無利子奨学金の充実を進めてきたところです。また、経済的理由から奨学金の返還が困難となった方には、返還の期限を猶予したり、将来の収入に応じて返還できる制度を導入したりするなど、きめ細やかな救済措置を講じ、高等教育への進学の支援の充実を図ってきました。
3. 文部科学省としては、これらの施策をはじめとする教育費の負担軽減策を着実に実施することにより、家庭の経済事情に関わらず安心して学べる環境の整備に努めてまいりたいと考えます。

(更に負担軽減を進めるべきではないかと問われた場合)

1. 給付型の対象を拡大することについては、
 - ・ 低所得世帯以外は貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること
 - ・ 高校卒業後の進路が多様であり、進学せずに働く者との公平性に留意する必要があることを十分に踏まえ、慎重に議論する必要があります。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED]

(携帯) [REDACTED]

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会
笠 浩史氏（未来）

問2 私立大学新入生の家計負担調査によれば、仕送り額が過去最低を記録するなど、厳しい家計の状況が伺えるが、大臣の見解如何。
（議員は、このような状況を踏まえれば、中間所得層への支援の拡充も必要との認識。）

（答）

1. ご指摘の調査結果が公表されたことについては、承知しています。
2. 他方、日本学生支援機構が実施した「平成28年度 学生生活調査」においても、家庭からの仕送りが、前回調査より月額約千円の減少となり、アルバイト従事者の割合が9.2ポイント増加しているとの報告があるものの、「家庭からの給付のみでは修学が不自由」と回答しているアルバイト従事者の割合は1ポイントの増加に留まっているとの報告もあります。
3. このように、学生生活の状況については、仕送り額が減少していることをもって、一概に生活が苦しい学生が増加しているとは言えないと考えられることから、引き続き、各種調査における要因分析等についても注視してまいりたいと考えています。
4. いずれにしても、文部科学省としては、高等教育の無償化など教育費の負担軽減策を着実に実施することにより、家庭の経済事情に関わらず安心して学べる環境の整備に努めてまいりたいと考えます。

(参考) 「私立大学新入生の家計負担調査 2018 年度」(東京私立大学教職員連合)の概要

※1都5県の14私立大学の家庭を対象としたアンケート調査(有効回答4,181件)

首都圏の私立大学入学生への家庭からの仕送り額(6月以降・月平均)の推移

	仕送り額	1日当たりの生活費
H29	8万6,100円	817円
H30	8万3,100円	677円

(参考) 「学生生活調査」(独)日本学生支援機構

※全国の国公立大学の学生を対象とした調査(有効回答数 約4.4万人)

【学生(大学・昼間部)の収入状況】

	家庭からの 給付	奨学金	アルバイト	定職・その 他	合計
2014年度(年額)	119万円	40万円	32万円	5.6万円	197万円
(月額)	99,483円	33,333円	26,816円	4,650円	164,283円
2016年度(年額)	118万円	39万円	36万円	4.4万円	197万円
(月額)	98,392円	32,108円	29,675円	3,650円	163,825円

【アルバイト従事状況】

	2014年度	2018年度	増減
アルバイト従事者	73.2%	83.6%	+10.4ポイント
家庭からの給付のみで修学 可能	38.3%	47.5%	+9.2ポイント
家庭からの給付のみでは修 学不自由・困難・給付なし	35.0%	36.0%	+1ポイント
アルバイト非従事者	26.8%	16.4%	-10.4ポイント

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) (直通) (携帯)

更問あり

更問 仕送り額減少などの状況を踏まえれば、中所得層への支援の拡充も必要ではないか。 19.4.10 佐 岡 2

(答)

1. 仕送り額の減少による学生生活への影響については、様々な要因が考えられ、一概に生活が苦しい学生が増加しているとは言えないと考えますが、
文部科学省においては、これまでも、希望者全員に対する貸与の実現など無利子奨学金の充実のほか、返還にかかるきめ細やかな救済措置を講じ、高等教育への進学の支援の充実を図ってきたところです。
2. 中間所得層について、これまでの貸与型奨学金の拡充に加えて、低所得者同様に、給付型によるさらなる支援を行うことについては、
 - ・ 貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること
 - ・ 高校卒業後の進路が多様であり、進学せずに働く者との公平性に留意する必要があることを十分に踏まえ、慎重に議論する必要があります。
3. こうした点を踏まえ、高等教育の無償化、大学教育の質の向上と合わせて、中間所得層の大学への進学機会についても、貸与状況等を丁寧に分析するなど、引き続き注視してまいります。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [] (直通) [] (携帯) []

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会
菊田 真紀子氏（立憲）

問4 今後の高等教育の漸進的無償化の方策について、大臣の見解如何。

（答）

1. 高等教育の無償化については、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って実施いたします。
2. 文部科学省においては、これまでも、希望者全員に対する貸与の実現など無利子奨学金の充実を進めてきたところです。また、経済的理由から奨学金の返還が困難となった方には、返還の期限を猶予したり、将来の収入に応じて返還できる制度を導入したりするなど、きめ細やかな救済措置を講じ、高等教育への進学への支援の充実を図ってきました。
3. 文部科学省としては、これらの施策をはじめとする教育費の負担軽減策を着実に実施することにより、家庭の経済事情に関わらず安心して学べる環境の整備に努めてまいりたいと考えます。

（更に負担軽減を進めるべきではないかと問われた場合）

1. 給付型の対象を拡大することについては、
 - ・ 低所得世帯以外は貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること
 - ・ 高校卒業後の進路が多様であり、進学せずに働く者との公平性に留意する必要があることを十分に踏まえ、慎重に議論する必要があります。

19.4.10

対大臣

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問9 給付型奨学金の申請において家計支持者の資産まで求めるのはやりすぎではないか。なぜ必要なのか。

（答）

1. 今回の新たな給付型奨学金については、真に支援が必要な世帯に限って支援を行うこととしていることから、仮に所得は低くとも、一定の資産を有している世帯の学生は対象とはしないこととしています。

2. なお、現在実施している給付型奨学金においても、同様の観点から資産要件を設定しています。

（参考）

現行の給付型奨学金制度における資産要件（2019年度の進学者から適用）

○ 資産基準額（家計支持者と本人の合算額）：

ひとり親世帯 1250万円、夫婦世帯 2000万円

○ 対象資産：

預貯金、有価証券、貴金属（金・銀など）、投資信託、タンス預金、負債

○ 確認方法：自己申告＋通帳確認

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [REDACTED]（直通） [REDACTED]（携帯） [REDACTED]

19.4.10

対政府参考人

平成31年4月10日(水) 衆・文部科学委員会

吉川 元氏(社民)

問10 この基準で奨学金を不可としたケースは過去何件あるのか。

(答)

資産要件については、2019年度進学者の募集から適用したものです。資産要件により採用されなかった人数は12名であると日本学生支援機構より聞いています。

(参考1)

現行の給付型奨学金制度における資産要件(2019年度の進学者から適用)

- 資産基準額(家計支持者と本人の合算額):
ひとり親世帯 1250万円、夫婦世帯 2000万円
- 対象資産:
預貯金、有価証券、貴金属(金・銀など)、投資信託、タンス預金、負債
- 確認方法: 自己申告+通帳確認

(参考2)

現行の給付型奨学金の申請において資産要件により対象外となった件数
12件/21205件(採用候補者の0.06%)

資産超過者12名の超過事由

預貯金 : 11名
投資信託 : 1名

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴(内線) (直通) (携帯)

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問14 平均成績が下位4分の1に含まれる場合に修学支援の打ち切りの対象とする目的、趣旨如何。 19.4.10

(答)

1. 今回の支援措置は、家庭の経済事情に関わらず、子供たちの誰もが自らの意欲と努力によって社会で自立し、活躍できるようになることを目的としています。
2. その支援対象者につきましては、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、本人の学習意欲や進学目的を確認して対象とする一方、大学等への進学後は、学修に一定の要件を課し、これに満たない場合には、支援を打ち切る方針としております。
3. このような要件は、学生の社会での自立・活躍を図るという制度の目的と、支援が公費で賄われるものであることを踏まえ、設定することとしているものです。
4. なお、特に修得単位数や学業成績が一定以下の場合には「警告」を行い、これを連続して受けた場合には支援を打ち切ることとしています。

この「警告」の要件のうちの一つとして、御指摘の「GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合」というものがありますが、この要件については、制度の検討の過程において、例えば、国家資格の取得を目的とする専門学校などでは、成績が下位4分の1であっても資格を取得できるとの意見があったことを踏まえ、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置について検討することとしています。

次頁あり

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問15 修学支援が打ち切りになった場合、授業料減免や給付型奨学金の返還を求めることになるのか。 19.4.10

(答)

1. 今回の支援措置では、大学等への進学後は、その学修の状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には直ちに支援を打ち切ることとしています。
2. また、直ちに支援を打ち切る要件の他に、修得単位数や学業成績が一定以下の場合には「警告」を行い、これを連続して受けた場合には支援を打ち切ることとしています。
3. これらにより支援が打ち切られた場合であっても、そのことをもって直ちにこれまで支援した金額の返還等を求める訳ではなく、例えば、打ち切られた者が、支援を受けていたにも関わらず、授業への出席の実態がなかった場合など、学業成績が著しく不良であり、返還を求めることにつき相応の理由がある場合には、その年度の始期に遡って返還等を求める方向で検討しております。
4. なお、学業成績の他に、停学の処分を受けた場合などについても、支援を打ち切ることとしていますが、この場合、懲戒のためになされた退学、無期停学又は3ヶ月以上の停学の処分を受けた場合には、返還を求めることを検討しております。

(参考1) 支援の打ち切りの要件 (「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日関係関係合意))

・次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。

- i 退学・停学の処分を受けた場合
- ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合
- iii 修得単位数が標準の5割以下の場合
- iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

(参考2) 「警告」の要件 (「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日関係関係合意))

・次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。

- i 修得単位数が標準の6割以下の場合
- ii GPA (平均成績) 等が下位4分の1の場合
(斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討)
- iii 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成31年4月10日(水)衆・文部科学委員会

牧 義夫 氏(国民)

問11 今回の支援措置の授業料減免と奨学金はセットで行われ、同じ基準が適用されるとの理解で良いか。

(答)

1. 今回の支援措置である授業料等減免と給付型奨学金については、その対象となる学生には、併せて措置することと
しています。
2. 両制度の支援対象者の基準については、
 - ①「経済的理由により極めて修学に困難があるもの」、具体的には、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生であって、
 - ②高校の成績だけで判断せず明確な進路意識や強い学びの意欲を確認して対象とされた学生
とすることとしており、御指摘の通り、同じ内容の基準が適用されることとなります。

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

菊田 真紀子氏（立憲）

問5 国立大学の現行の授業料減免に関して、授業料減免の新制度創設による影響について精査しているとのことであるが、その状況如何。

（答）

1. 今回の新制度においては、真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生を対象としており、単なる年収ではなく、住民税制度に準拠した所得基準としている一方、現行の各国立大学等における授業料減免は、それぞれが定める認定基準に基づいて多様な形で行われているため、収入基準や控除の考え方、世帯の定義等が国立大学ごとに異なることから、それぞれの制度の対象者を精緻に比較することは困難です。

2. その中で申し上げます、日本学生支援機構の奨学金利用者等から推計したところ、新制度においては、現在の進学者ベースで約4万人、このうち、非課税世帯約2万人、非課税世帯に準ずる世帯約2万人が対象になるものと考えております。

（注）進学率上昇を見込んだ場合で約8万人（非課税世帯 約4万人、非課税世帯に準ずる世帯 約4万人）

3. 一方、国立大学における現行の授業料免除者の平成30年度の実績は約4.2万人となっており、このうち、私どもが国立大学に問い合わせ集計したところ、住民税非課税世帯の学生数は約1.5万人、住民税非課税を超える所得水準の世帯の学生数は約2.7万人となっております。（現行制度の対象者と新制度の対象者を一律に比較することは困難です。）

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）

（直通）

（携帯）

更問あり

更問 1 新制度の対象者となり得る非課税世帯に準ずる世帯 2 万人と、現行制度の対象となっている住民税非課税を超える所得水準の世帯の学生数 2.7 万人の差分の 0.7 万人が対象外となるのか。 19.4.10 菊田 朋と

(答)

1. 私どもが調査の上で申し上げられるのは、
 - ・ 現行制度の対象となっている住民税非課税を超える所得水準の世帯の学生数は約 2.7 万人
 - ・ 現在の進学者ベースで新制度の対象者となり得る非課税世帯に準ずる世帯は約 2 万人ということです。

2. これらを単純に差し引きすれば約 0.7 万人となりますが、
 - ・ 新制度の対象者となり得る非課税世帯に準ずる世帯約 2 万人の中には、例えば、学力基準を満たさなかったり、授業料減免制度を知らずに申請しなかった学生など、現行制度では対象になっていない学生もいると考えられること
 - ・ そもそも現行の授業料減免は、各国立大学等がそれぞれ定める認定基準に基づいて、多様な形で行われており、収入基準や控除の考え方や世帯の定義等が国立大学等ごとに異なることから、現時点で正確な推計は困難ではありますが、一部の学生が国の支援措置の対象とならない場合もあり得ると考えています。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線)

(直通)

(携帯)

更問あり

更問2 非課税世帯の授業料免除者数について、新制度で推計している2万人と、現行の免除者1.5万人が異なるのはなぜか。

19.4.10 高田 明5

(答)

1. 現行の国立大学の授業料免除においても、低所得世帯で授業料免除を利用していない学生が一定数いるものと想定されます。

(参考)

新制度で推計している非課税世帯2万人は、日本学生支援機構の調査において、低所得世帯で同機構の奨学金を利用していない者が約3割存在することを勘案して推計している。

2. このような学生として想定されるものとしては、まず、現行の国立大学が実施する授業料減免は家計基準に加えて学力基準も存在しており、住民税非課税世帯の学生など家計基準においては基準を満たす学生であっても、学力基準を満たさないため免除を受けていない学生が存在することが考えられます。

3. また、いくつかの国立大学に聞き取りを行った結果によれば、

- ・ 学生が授業料減免制度を知らず申請しなかった
 - ・ 期限までに申請の手続きが間に合わなかった
 - ・ 民間の奨学金等の支給を受けたため申請しなかった
- といった学生が存在すると考えられるところです。

4. いずれにせよ、新制度の導入にあたっては、制度の趣旨や手続きなどの広報や周知を丁寧に行うとともに、高校や大学に対しても、生徒や学生への周知徹底をお願いすることで、支援の対象となる全員が新制度による支援を受けられるよう、努めてまいりたいと考えています。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [] (直通) [] (携帯) []

平成31年4月10日(水) 衆・文部科学委員会

19.4.10

菊田 真紀子氏(立憲)

問6 現行の各国立大学の減免を受けているが、新制度の創設によって対象外となる在学生への支援についてはどうなるのか。

(答)

1. 現行の各国立大学等における授業料減免は、それぞれが定める認定基準に基づいて、多様な形で行われておりましたが、新制度の下では、各国立大学における授業料減免への公的支援は、国公私を通じ、全国で統一的な基準により、真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に対し、重点的に行われることになると考えております。
2. 今後、新制度の下で、各国立大学が授業料減免の基準を検討していくこととなりますが、現在、授業料減免を受けている学生で、新制度においては対象とならない学生等も生じ得るところであり、当該学生の学びの継続を支援する観点から、現に支援を受けている学生については、減免の事由や家計基準の実態や、国立大学における減免基準の考え方等を見極めつつ、何らかの配慮が必要かどうか、検討を試みたいと考えております。

(参考)

現行の授業料免除制度においては、その認定は、毎年度、每期ごとに行われているものであり、複数年度にわたる在学期間を通じた措置が保障されているわけではない。

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

19.4.10

菊田 真紀子氏（立憲）

問7 現行の各国立大学の減免制度では対象となるが、新制度では対象外となる新生への支援についてはどうなるのか。

(答)

1. 新制度が始まる2020年度以降、国の支援は、新制度により、国公私を通じ、全国で統一的な基準となるため、現行の仕組みにおいて対象となっている家計基準であっても、一部の学生が国の支援措置の対象とならない場合もあり得ると考えていますが、各国立大学において、新制度を踏まえてどのように対応するかをそれぞれ検討することが必要となります。
2. 新制度は、真に支援が必要な学生に対し、確実に授業料等が減免されるよう大学等を通じた支援を行うとともに、学生生活の費用をカバーするために十分な給付型奨学金を支給するものであり、全体としては、規模や金額が大幅に拡大することで支援が広がっていくものと考えております。
3. いずれにせよ、文部科学省としては、各国立大学の状況を把握し、適切に対応してまいりたいと考えております。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）

（直通）

（携帯）

更問あり

更問 各国立大学の状況を把握し、さらに精査するという
が、いつまでに行うのか。

(答)

1. 新制度が始まる 2020 年度予算の概算要求を行う、本年夏頃までに、新制度を踏まえた各大学の対応見込み等も踏まえ、各大学に調査するなどして、より詳細な状況を把握していききたいと考えております。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

菊田 真紀子氏（立憲）

問8 3月27日の鰐淵委員の質問に対し、「各大学も、この新制度の基に授業料減免措置を検討していくこととなる」と答弁しているが、新制度に合わせて各大学の減免基準は下がることになるのか。

（答）

1. 今回の新制度は、真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に対して、国公立共通の基準により大幅に規模と額を拡充し、重点的に支援を行うものです。
2. 今後、各大学における授業料減免への公的支援は、こうした新制度のもとで行われることとなりますが、各大学が、これに加えてどのような対応を行うかについては、各大学それぞれが検討・判断し、新しい基準を策定していくことになると考えております。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）

（直通）

（携帯）

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

牧 義夫氏（国民）

問9 各大学が現在実施している授業料減免は、世帯収入等の要件が様々である。国民民主党の修学支援法案の修正案においては運用上の配慮の規定を入れているが、経過措置等どのような配慮を行うのか。

（議員は、現行の制度では恩恵を受けられる者が、今回の措置で恩恵を受けられなくなるのではとの問題意識。）

（答）

1. 現行の各大学等における授業料減免は、それぞれが定める認定基準に基づいて、多様な形で行われておりましたが、新制度の下では、各大学における授業料減免への公的支援は、国公私を通じ、全国で統一的な基準により、真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に対し、重点的に行われることになると考えております。

2. 今後、新制度の下で、各大学が授業料減免の基準を検討していくこととなりますが、現在、授業料減免を受けている学生で、新制度においては対象とならない学生等も生じ得るところであり、当該学生の学びの継続を支援する観点から、現に支援を受けている学生については、減免の事由や家計基準の実態や、大学における減免基準の考え方等を見極めつつ、何らかの配慮が必要かどうか、検討を試みたいと考えております。

（参考）

現行の授業料免除制度においては、その認定は、毎年度、每期ごとに行われているものであり、複数年度にわたる在学期間を通じた措置が保障されているわけではない。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）

（直通）

（携帯）

更問あり

更問 現行の各大学の減免制度では対象となるが、新制度では対象外となる新入生への支援についてはどうなるのか。

19.4.10 牧岡?

(答)

1. 新制度が始まる2020年度以降は、各大学において、新制度を踏まえてどのように対応するかをそれぞれ検討することが必要となりますが、新制度により、国公私を通じ、全国で統一的な基準となるため、現行の仕組みにおいて対象となっている家計基準であっても、一部の学生が国の支援措置の対象とならない場合もあり得ると考えています。
2. 新制度は、真に支援が必要な学生に対し、確実に授業料等が減免されるよう大学等を通じた支援を行うとともに、学生生活の費用をカバーするために十分な給付型奨学金を支給するものであり、全体としては、規模や金額が大幅に拡大することで支援が広がっていくものと考えております。
3. いずれにせよ、文部科学省としては、各大学の状況を把握し、適切に対応してまいりたいと考えております。

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

畑野 君枝氏（共産）

問5 文部科学省の「高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議」の報告では、「今回の支援措置の対象となる学生等に対して、大学等がやむを得ない理由がなく授業料・入学金等の値上げを行うことは不適當であり、今回の支援措置の趣旨に反すると認められる値上げがなされる場合には、必要に応じて指導・公表を行うなどの措置を講じる」としているが、「今回の支援措置の趣旨に反すると認められる値上げ」とはどのような値上げなのか。

(答)

1. 今回の支援措置は、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って実施するものです。
2. このような趣旨を踏まえ、例えば、「質の向上を伴わない学費の値上げ」や「支援対象となる世帯のみの学費の値上げ」などは、「今回の支援措置の趣旨に反すると認められる値上げ」になると考えております。
3. 文部科学省としては、合理的な範囲を超えて質の向上を伴わないなどの学費の値上げが行われることのないよう、今回の支援措置の趣旨の周知に努めてまいりたいと考えております。

19.4.10

対政府参考人

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

畑野 君枝氏（共産）

問6 消費税増税を理由にした学費値上げは、「今回の支援措置の趣旨に反すると認められる値上げ」に当たるのか。

（答）

1. 大学等の授業料・入学金等の学費に対する消費税は非課税となっておりますが、学校法人が経費を支出する際には、人件費等を除き消費税を支払う必要があります。
2. このため、消費税増税を理由とした学費の値上げについては、実際の支出増を反映し、当該値上げが合理的な範囲に留まる場合には、「今回の支援措置の趣旨に反すると認められる値上げ」には当たらないと考えております。

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会
畑野 君枝氏（共産）

問7 消費税増税を理由にした学費の値上げに関する大臣の見解如何。

(答)

1. 大学の学費は、教職員や施設設備といった学校運営等に要する経費に充てられるものと承知しており、基本的には、各大学がそれぞれの教育・研究環境を勘案しながら、適切に定めるべきものと認識しています。
2. 消費増税を理由とした学費の値上げについては、合理的な範囲を超えたものとならないよう、各大学において、説明責任を果たしていただくことが重要と考えています。

【参考】平成26年（2014年）の消費増税時（5%→8%）、私立大学には各種会議で以下を要請。

- 合理的な範囲を超えた納付金の値上げを行わないこと
- マスコミの問い合わせ等への丁寧な説明
- 値上げを行う場合の低所得者への配慮（経済的支援）

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） （直通） （携帯）

更問あり

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問11 全額を返還した後に「分別の利益」を知った保証人に対しては、半額を返金するよう、文部科学省から日本学生支援機構に指導すべきではないか、文部科学省の見解如何。

（答）

1. 保証人が全額を返還してしまった後に、「分別の利益」を申し出された場合、分別の利益による負担部分を超えて返還していただいた部分については、弁済としては法的に有効であり、これによって日本学生支援機構の請求権が消滅することから、その返金に応じることは困難であると考えます。
2. なお、日本学生支援機構としては、保証人の民法上の権利（分別の利益）と責任（※）に関する理解を十分に得たうえで返還をしていただくことが望ましいと考えており、
 - 貸与申し込み段階における
 - ・「奨学金案内」の冊子・パンフレットへの記載
 - ・「返還誓約書」提出時の説明
 - 貸与終了段階における
 - ・「返還の手引き」（冊子）への記載
 - ・「返還説明会」における説明
 - その他、機構webサイトへの掲載
など、様々な機会を利用して、周知することにしていると聞いています。
3. いずれにしても、日本学生支援機構が法人として、関係者への説明も含め、適切に処理すべきことであると考えます。

(参考)

- ・ 分別の利益：同一の主たる債務を複数名の保証人によって保証する場合、各々の保証人が負う債務は主たる債務を保証人の頭数で割ったものとどまる。
- ・ 日本学生支援機構の奨学金の人的保証制度において、奨学金を借りる学生は連帯保証人と保証人の2人を立てることとされている。
- ・ そのため、当該保証人は返還未済額の2分の1の額までの債務を負い、残りの債務については責任を負わない分別の利益を主張できる。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

更問あり

更問1 返還未済額全額を返還する義務を負わない保証人に対して、全額を請求することはおかしいのではないか。

(答)

1. 日本学生支援機構によれば、保証人に対し奨学金の返還未済額の総額を請求していますが、保証人の方が「分別の利益」を申し出るか、または、保証人が機構に返還した額について、返還者本人または連帯保証人に対して「求償権」を行使するかについては、保証人の判断に委ねられているため、返還未済額の総額を請求することについては問題ないとの考えであると聞いています。

(参考)

- ・分別の利益：同一の主たる債務を複数名の保証人によって保証する場合、各々の保証人が負う債務は主たる債務を保証人の頭数で割ったものととどまる。
- ・日本学生支援機構の奨学金の人的保証制度において、奨学金を借りる学生は連帯保証人と保証人の2人を立てることとされている。
- ・そのため、当該保証人は返還未済額の2分の1の額までの債務を負い、残りの債務については責任を負わない分別の利益を主張できる。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

更問あり

更問2 奨学金の返還に関し、「分別の利益」を申し出た保証人に対して、日本学生支援機構が過大な請求をしていたとの報道について、見解如何。 19.4.10 問11

(答)

1. 日本学生支援機構から、「分別の利益」についての誤った解釈のもと、一部の保証人に対して過大な請求をしていたことが判明したので、その方々に連絡をとってお詫びするとともに、過大に徴収した分については速やかに返金の手続きを行うこととしたい旨の報告を受けています。
2. こうした誤った認識に基づいて過大な請求を行うということはあってはならないことであり、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止に努めていただくとともに、対応には慎重を期していただきたいと思います。
3. 日本学生支援機構においては、過大な請求を行った保証人の方々に對して、誠意をもって対応していただきたいと思います。

(参考)

分別の利益を主張した保証人に対する請求額の考え方について、日本学生支援機構はこれまで、保証人が本人返還分を除く残額の二分の一以上を返還しているか否かを問わず、請求した時点における残額の二分の一が保証人の支払い義務額として請求していたところである。

これに対して、新たな解釈においては、請求した時点において、既に保証人が残額の一部を返還している状況において、分別の利益の主張がなされた場合、保証人の返還額が本人の返還額を除く残額の二分の一の額との比較において、保証人の返還額がその額に達していない時に限ってその差額を上限に請求することとする。(保証人の返還額がその額を超過している場合には請求を行わない。)

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問12 保証人制度が廃止されるとの報道があったが事実なのか。事実なのであれば、機関保証に一本化していく方向なのか。
19.4.10

(答)

1. 昨年行われた財政制度等審議会での指摘等を踏まえ、文部科学省としては、「機関保証」への一本化も視野に入れつつ、保証制度の在り方について検討する必要があると考えています。
2. 検討にあたっては、保証機関の健全性を前提としつつ、「人的保証」、「機関保証」の現状やそれぞれが抱える課題を踏まえた上で、どのような保証制度の在り方が良いのかについて、文部科学省内に有識者会議を設置し、検討を開始したところ。
3. 文部科学省としては、有識者会議における検討結果を踏まえた上で、具体的な制度の設計に着手してまいりたいと考えています。

(参考1) 保証制度それぞれの主な課題

[人的保証]

- ・「連帯保証人+保証人」の選任を要する設定は稀（民間においては見られない）
- ・「本人→連帯保証人→保証人」への返還請求を行う業務量が年々増加
- ・近年の社会環境の大きな変化を背景として、（晩婚化のため）連帯保証人の高齢化、（親に兄弟姉妹（おじ・おば）がいないため）保証人を選任しづらい状況が生じる恐れ

[機関保証]

- ・保証料への抵抗感
- ・平成29年度においては、代位弁済（支出）総額が保証料収入総額を上回る
- ・自己破産・モラルハザード防止

(参考2) 保証制度の在り方に関する有識者会議

- ・2019年3月18日に第1回を開催
- 4月2日に第2回を開催

(参考3) 保証料の水準

無利子奨学金：年 0.589% (2016 年度以前採用者：年 0.693%)

有利子奨学金：年 0.693%

※貸与月額 54 千円 (×48 か月) の場合 (無利子)

貸与総額 2,592 千円の返還完了までの残額に対する保証

貸与月額から 1,928 円 (×48 か月=92,544 円) を差し引いて徴収。

(参考4) 新規採用者における人的保証・機関保証の選択状況

	人的保証	機関保証
2017 年度	56.0%	44.0%
2016 年度	58.7%	41.3%
2015 年度	56.5%	43.5%
2014 年度	53.7%	46.3%
2013 年度	52.0%	48.0%

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成31年4月10日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

19.4.10

問13 返還期限猶予の最長利用年限を使い切った者への対応や、延滞金賦課率の引き下げ等、返還困難者に対する更なる救済策を検討すべきではないか。

（答）

1. 奨学金事業は、返還金が今後の事業の原資となることから、返還できる方からはしっかりと返還してもらうことが重要です。
2. 一方、卒業後、厳しい経済状況に置かれ、奨学金の返還が困難な方に対しては、きめ細かい対応が必要と考えており、様々な救済措置を講じてきたところです。
3. 返還期限猶予制度については、2014年度から、年数制限を従前の5年から10年とする制度改正を行いました。
4. 御指摘の猶予期間の更なる延長については、奨学金事業が返還金を次の世代の原資としており、また、事業の健全性を確保する観点からも難しいと考えています。そのため、制度の趣旨を御理解いただき、減額返還制度を利用するなどして、少しずつでも返還いただきたいと思います。
5. また、奨学金の遅延損害金（延滞金）に係る賦課率の取扱いについては関係機関とも調整しながら検討を進めてまいります。
6. いずれにしても、文部科学省としては、現行の制度を着実に実施することにより、奨学金の返還負担の軽減に努めていきたいと考えています。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） （直通） （携帯）

更問あり

更問1 2019年に返還期限猶予の10年の期限がくるケースがあると思うが、状況を把握しているか。

(答)

2019年4月以降において、返還期限猶予を申請した場合に、取得年数が10年を超過し、申請が承認されない可能性のある件数は、2,676件であり、債権総額は約52億円と日本学生支援機構から聞いています。

(参考1) 2017年度末返還状況

		要返還債権	
		うち一般猶予中	
第一種	債権数	1,640 千件	39 千件
	金額	19,298 億円	622 億円
第二種	債権数	2,885 千件	77 千件
	金額	51,201 億円	2,007 億円
計	債権数	4,526 千件	117 千件
	金額	70,498 億円	2,629 億円

一般猶予：経済困難・失業等、生活保護、災害、病気、入学準備、育児休暇等、猶予年限特例

(参考2) 一般猶予(経済困難・失業中等)利用年数別返還償権数(2017年度末)

(単位: 件、億円)

	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超 6年以下	6年超 7年以下	7年超 8年以下	8年超 9年以下	9年超 10年以下	計
件数	28,873	19,871	13,500	10,608	8,322	6,603	4,952	3,517	2,296	380	98,922
償権額	693	466	321	249	192	151	108	74	46	6	2,305

※一般猶予 11万7千件には、98,922件に加えて、生活保護などの猶予年限の上限がない償権を含む

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

更問あり

更問2 貸与型奨学金の延滞金の賦課率を更に下げるべきと
考えるが、文部科学省の見解如何。 19.4.10 さい 問13

(答)

1. 日本学生支援機構奨学金の遅延損害金（延滞金）に係る賦課率については、延滞の抑制を目的として、従前は10%と設定していたところですが、遅延損害金としては高すぎるのではないかとのご意見等もあった中で、2014年度に、民法における法定利率である5%に合わせるよう引き下げを行っているところです。
2. 文部科学省としては、従前の対応なども考慮しつつ、奨学金の遅延損害金に係る賦課率の取扱いについて、関係機関とも調整しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

<参考>

【改正前】

(法定利率)

第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

【改正後】

<公布日：平成29年6月2日（法律第44号）、施行日：平成32年4月1日>

(法定利率)

第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年三パーセントとする。

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）XXXXXXXXXX（直通）XXXXXXXXXX（携帯）XXXXXXXXXX

更問あり

更問3 平成29年度から開始された所得連動返還型奨学金制度について、既卒者にも適用すべきと考えるが、文部科学省の見解如何。

19.4.10 吉川 明 氏

(答)

1. 既に奨学金の返還を開始している方に対する負担軽減策としては、所得連動返還型制度創設時の有識者会議での議論において、仮に、既卒者に所得連動返還型制度を導入した場合、
- ① 毎月の返還額が下がることにより機構全体の返還金総額が大幅に減額することが想定されること（有識者会議においては600～700億円減と試算）
 - ② 返還が長期にわたるため、人的保証の場合には機関保証に移行する必要があり、そのための保証料を一括で支払っていただく必要があること
 - ③ 制度の移行に伴う事務手続の増大といった課題が指摘されたことを踏まえ、減額返還制度の拡充により対応を図っているところです。

(参考) 減額返還制度

経済的理由により返還が困難になっている者のうち、毎月の返還額を減額すれば返還可能となる者について、一定期間、当初割賦金額を2分の1あるいは3分の1に減額する制度。（3分の1は平成29年度から追加。）

2. 具体的には、平成29年度の所得連動返還型制度の導入に併せて、減額返還についても、本人の収入額が一定以下の場合、返還月額を定額で返還する場合の2分の1にする減額に加え、3分の1にする減額も可能とする減額幅の拡充を行うとともに、適用期間を10年から15年間に延長し、制度の充実を図っているところです。

次頁あり

3. また、さらに収入が低い場合には、返還を猶予する制度も導入しており、文部科学省としては、これらの制度を着実に実施することにより、既卒者も含めた奨学金の返還負担の軽減に努めていきたいと考えております。

19.4.10

(参考) 返還期限猶予制度

卒業後の本人の年収が300万円以下の場合等に、申請により返還の期限を、原則10年を限度に猶予する制度。

(参考) 返還困難時の救済措置の適用関係

	所得連動		減額返還・返還猶予	
	新規貸与者	既返還開始者	新規貸与者	既返還開始者
無利子	○	×	○	
有利子	×	×	○	

【担当課長】 高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]